

九州大学新聞

<https://hdl.handle.net/2324/1520199>

出版情報：九州大学新聞. 4. 九大法文会
バージョン：
権利関係：

對立せる法科教授の兩派 昨夕突如聲明書を發表す

問題の核心は相變らず雲を掴むが如し

暫らく停屯の形にあつた法學科教授間の軋轢に關して本紙所載の如く昨夕午後三時突如木村教授等五教授連名の署名書發表に次いで之に對する佐々教授の覺書もあつて兩々相對峙して形勢變遷を許さざるものがある内容に至つては共に極めて抽象的であつて外觀からは依然問題の中心を捉へる事は困難である

木村教授等 五教授の聲明書

飽まで眞理の爲めに闘ふ

聲明書の發表
に就て

一、本聲明書は所謂學務委員に對する意見でもなければ反對でもなく只單に從來の我々の態度と立場を表明するものなること
二、本聲明書は一般社會に向つて我等の立場を示しての諒解を避けんが爲め發表するものなること
三、本聲明書は我等が常に理論的態度の一致に於て行動し何等徒黨的行為に出ず、且つ出でなかつたことを示すこと
四、本聲明書は我等が我等が爲めに努力し、何等學校行政のみに關する空理空論のみを弄び且つ弄んだものならざることを示すこと
五、本聲明書においてなされた主張の詳細なる具體的説明は尚ほ他の機會を待つものなること

聲明書

右聲明書を反駁せる

佐々教授の覺書

抽象的言辭を弄んで事實を曲庇する勿れ

本國突如として東洋、歐羅巴、佐々弘雄、風早八十二、瀧川政次郎の五氏が我が法文學部を離脱するを稱し職を離して我等五名を彈劾するの建白書を議長に提出せられたことを知つた我等は何等直接に其の理由を知らず、且つ大學自治の精神を尊重するが故に今日まで事件の進展を靜かに眺めて来た。然し今や事既起ると全國の新聞紙上に發表せられた世人の一般に知る所となつた。此の際に當りて我等が自己の立場を聲明することに最も時機を得たものと考へる。惟ふに我が法文學部が創立せられてより尚ほ淺い。我等は他の同僚と共に常に今日まで一種の先驅者的努力を續けて来た。それは只、我が學部として一つの文化の中心、眞理の府たらしめんが爲めのみであつた。然るに諸種の事情は常に我等をして漸ら風雨的勞作に要領する。ことを困難ならしめて来た。今また今回の事件に遭遇することは我等の甚だ遺憾とす

て来た。それは一つに大學における眞理の探求が此等私情によつて不可能ならしめられ眞理を以て大學より消滅せしめんことを恐れたが故である。若し夫れ今回の事件を以て只單なる感情問題とみなす者あらば我等は固り何を言はんや。我等の求め来たところは大學を絕對に感情、利害より解放して自由なる學問的團體たらしむるにあつた。此の目的達成のために我等は今日まで常に勇敢なる努力を續けて来た。若し此の我等の大學に對する根本的態度にして認められんか、今回の事件の真相が察せらるるや、は自ら明白なるであらう。我等は眞理と理論のためには傾く迄の準備と決心を有する。只一片の感情より發して自己の職までも踏んで法律上確定せる所の他の同僚の地位を云々爲すものではな

昭和二年十月廿一日
大澤章
西山重知
山之内一郎
木村 總二
杉之原舜一

淺野助教授 態度釋明

本紙一面の記事に就いて淺野助教授から訂正を申請したがその要領は次の如くである。
九州大學新聞第四號所載「法科教授間の内訌」と題する記事の中に「尚ほ推察に關して問題誘致の起因でも見らる。淺野助教授の如き今尚その態度不明であつて、チヨット奇異の感をも與へてゐる云々」の旨記載されてゐるが、此は事實と相違するものである。
私は今度の排斥運動が具體化する直前、排斥側の某教授の訪問を受けし際、談話動向に對し反對なる態度を顯したことはない。
更に私の助教推薦問題も決して「問題誘致の起因」とは考へられない。此のことは、當時の法科協議會及び教授會の事情を熟知する人々には、充分首肯して戴けることとする。
以上の事情に基き、私は茲に右の記事の眞實を要するものである。
尙本紙記載の淺野助教授推薦問題も本事件の一因なることは同氏と親交ある某氏が氏自身より傳聞せる所である。

佐々氏電話

既報の大學新聞記事に對して佐々氏より訂正電話があつた。
一、佐々氏談に於ける公務の執行を妨害する爲に妨害すとは言つた點無し
二、記事の中にある佐々派、木村派なる語は事實で無い只學務行政上意見の一致を見たる爲行為を指したる事あるも派なるものではない
三、問題の原因は佐々派の情實によつて起る行動にある様であるが私は常に公正な立場にあるもので以上の様な事實は無い
なほ佐々教授等は木村教授等に對して詳細なる聲明書を追つて發表する由